

社会保険事業状況（平成18年7月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年7月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,956万8千人、法第3条第2項被保険者1万5千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は28万4千人（対前年同月比1.5%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同9.8%減）、船員保険は2千人（同2.7%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年7月末現在の政管健保適用の事業所数は152万8千（対前年同月比1.5%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.3%減）、18年6月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.5%減）となっている。

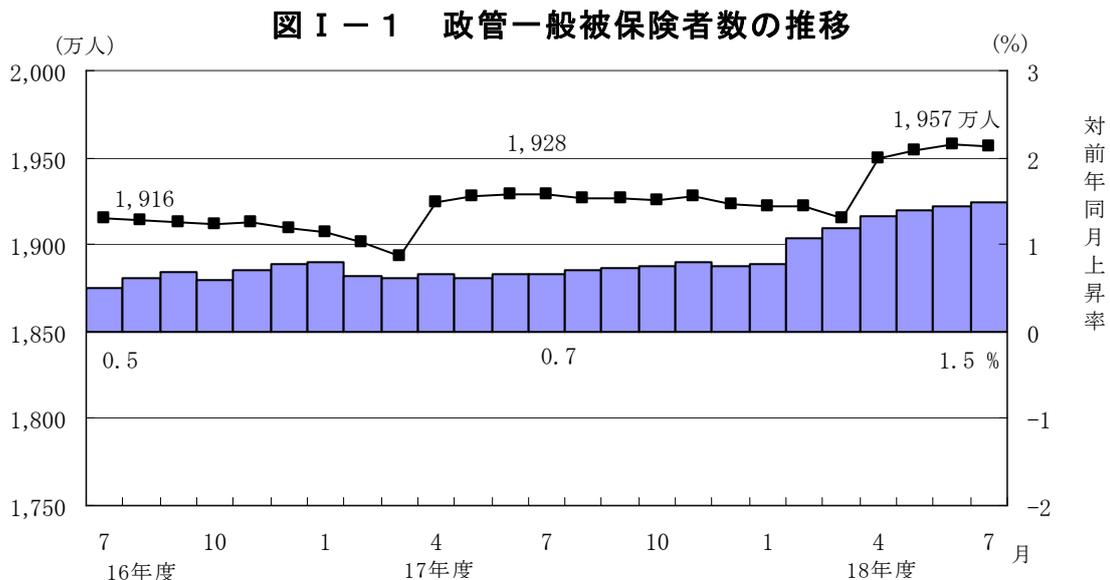


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

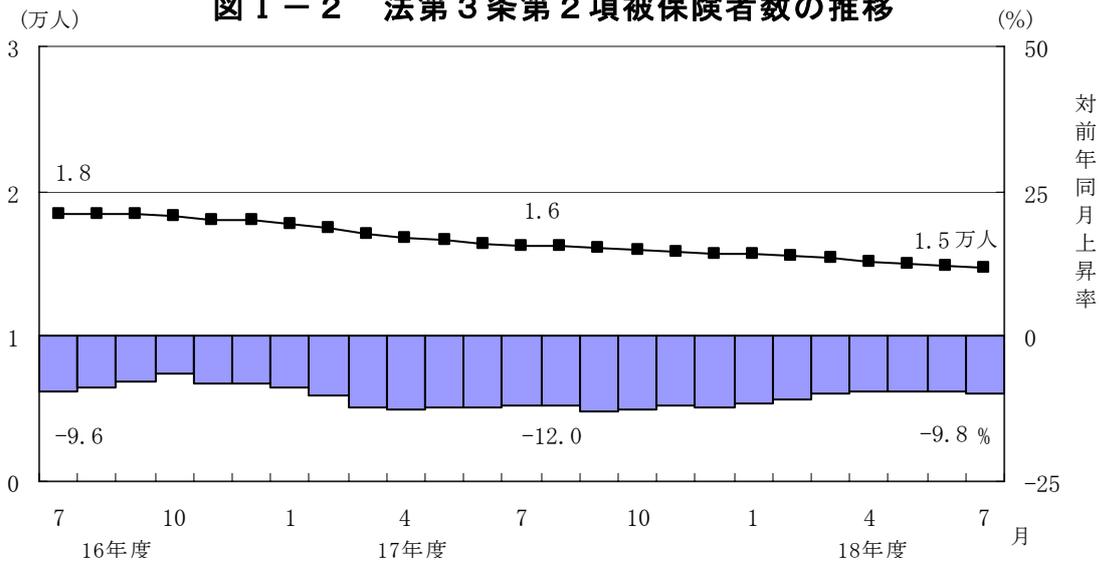
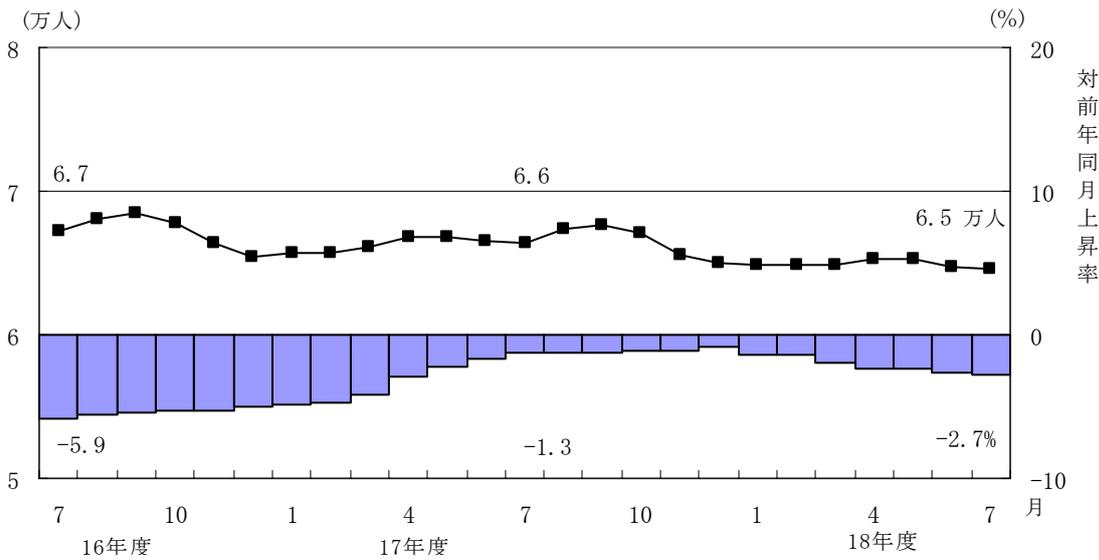


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年7月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万1,688円(対前年同月比0.0%減)であり、船員保険37万5,714円(同0.4%減)である。また、法第3条第2項被保険者の18年6月末の賃金日額の平均は1万3,145円(同4.5%増)である。

平成18年7月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保33万か所、法第3条第2項被保険者27か所、船員保険の船舶所有者数1,142か所となっている。被保険者数は、政管健保643万4千人、法第3条第2項被保険者836人、船員保険20,006人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保32万4千円、法第3条第2項被保険者6万5千円、船員保険52万2

千円となっている。

各医療保険に加入している平成18年7月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,284万2千人（対前年同月比0.6%増）、法第3条第2項被保険者1万3千人（同11.0%減）、船員保険7万3千人（同4.5%減）である。

平成18年7月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万4,145円（対前年同月比0.3%減）、船員保険40万1,565円（同0.4%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年6月末の賃金日額の前平均は1万3,257円（同5.2%増）である。

(2) 給付状況

平成18年7月の保険給付費は、政管健保3,331億9千万円（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者分2億7千万円（同2.0%減）、船員保険20億6千万円（同0.4%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同0.2%増）、法第3条第2項被保険者1万9千円（同8.1%増）、船員保険3万2千円（同2.4%増）である。

(3) 診療費の状況

平成18年7月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,190億7千万円（対前年同月比4.1%減）、法第3条第2項被保険者分2億4千万円（同2.3%減）、船員保険17億9千万円（同0.3%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年7月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,842	39,665	33,512	2.3	0.1	0.8
法第3条第2項	11	28	24	△ 7.0	△ 8.0	△ 2.9
組合健保	17,369	31,513	25,132	2.7	0.7	1.2
船員保険	90	191	179	△ 2.0	△ 3.8	△ 0.3
共済組合	5,542	9,997	8,043	0.5	△ 1.2	△ 0.8
小 計	43,855	81,394	66,890	2.3	0.1	0.7
国 保	30,772	69,975	67,908	5.0	2.5	3.6
老人保健	21,292	65,804	76,113	△ 3.4	△ 5.0	△ 3.3
合 計	95,919	217,173	210,911	1.8	△ 0.7	0.1

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年7月末現在の被保険者数1,956万8千人のうち、男子の被保険者数は1,220万9千人（対前年同月比1.2%増）、女子は736万人（同2.0%増）である。また、任意適用被保険者数は50万7千人（同0.2%減）で全体の2.6%である。

平成18年7月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万1,778円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万5,186円（同0.3%増）で、女子は男子の66.9%となっている。

平成18年7月末現在の被扶養者数は1,641万9千人で、扶養率は0.839となっている。

(2) 給付状況

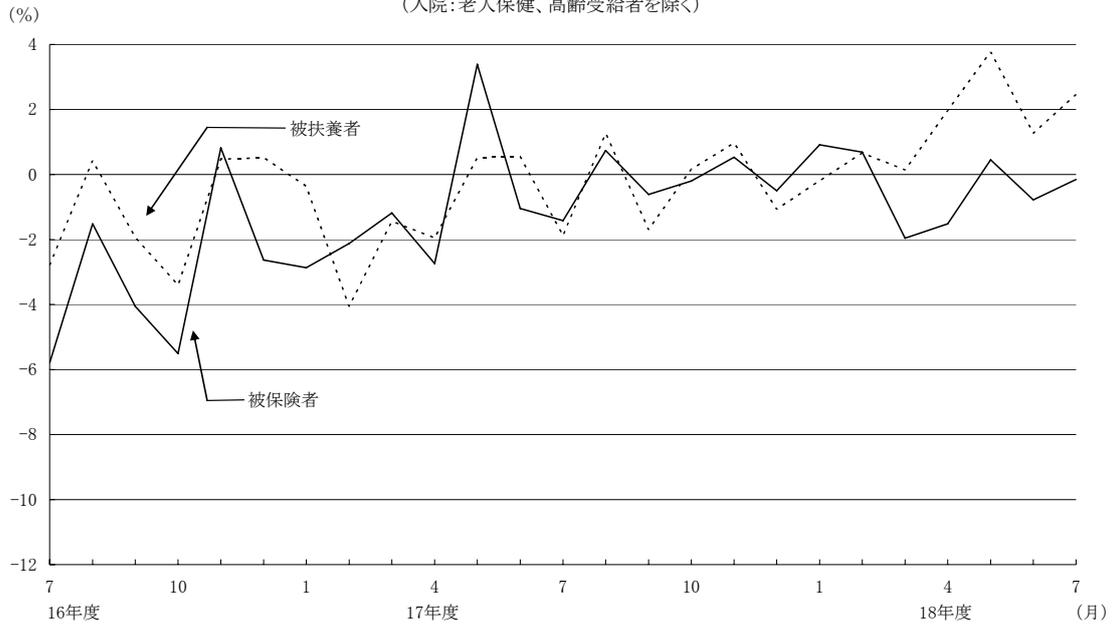
平成18年7月の保険給付費は、3,331億9千万円（対前年同月比1.9%増）となっており、うち、医療給付費は3,071億9千万円（同1.7%増）で保険給付費の92.2%を占めている。また、傷病手当金は108億6千万円で保険給付費の3.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

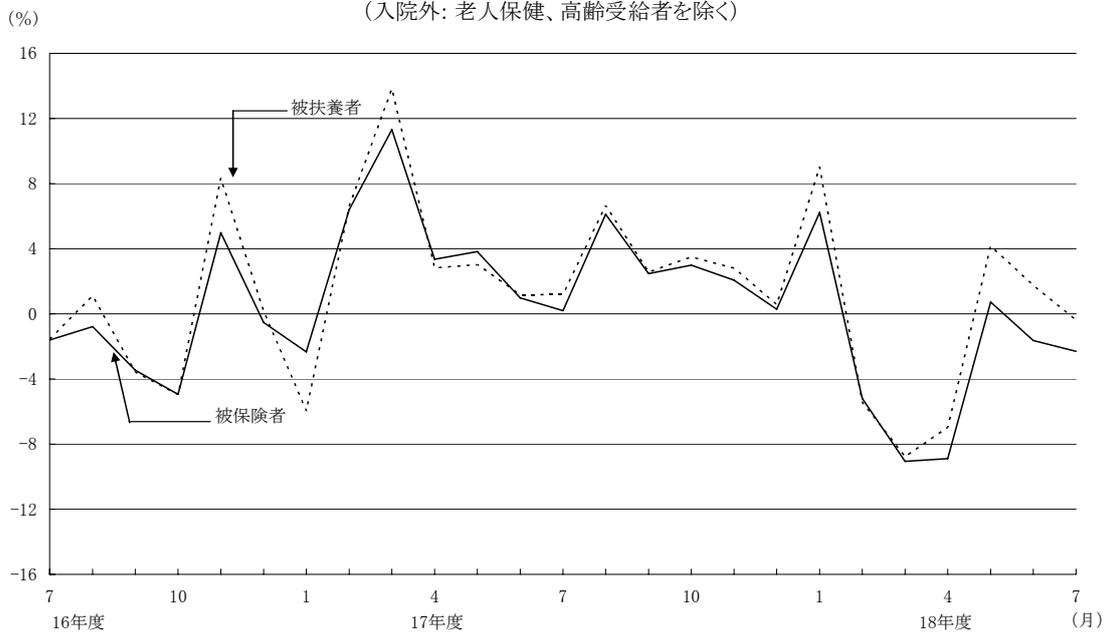
平成18年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,172円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,636円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,181円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が555.06、被扶養者が639.60、高齢受給者が1,425.63であり、1件当たり日数は、被保険者が1.88日、被扶養者が1.89日、高齢受給者が2.36日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,782円、被扶養者が7,955円、高齢受給者が9,850円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年7月末現在の被保険者数1万5千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比7.4%減）、女子は3千人（同16.7%減）である。

平成18年7月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.660となっている。

(2) 給付状況

平成18年7月の保険給付費は、2億7千万円（対前年同月比2.0%減）となっており、うち、医療給付費は2億2千万円（同1.7%減）で保険給付費の82.2%を占めている。また、傷病手当金は5千万円で、保険給付費の17.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,043円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,314円、高齢受給者の1人当たり診療費は27,471円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が496.33、被扶養者が436.57、高齢受給者が853.53であり、1件当たり日数は、被保険者2.50日、被扶養者が2.35日、高齢受給者が2.85日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,291円、被扶養者が10,053円、高齢受給者が11,292円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年7月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.6%減）、漁船（い）が1千人（同0.9%減）、漁船（ろ）が1万8千人（同8.4%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同2.5%増）である。

平成18年7月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,650円（対前年同月比0.5%減）、漁船（い）が37万5,847円（同0.4%減）、漁船（ろ）が31万864円（同2.0%減）である。平成18年7月末現在の被扶養者数は9万9千人で、扶養率は1.541である。

(2) 給付状況

平成18年7月の保険給付費は、20億6千万円（対前年同月比0.4%減）となっており、うち、医療給付費は17億2千万円（同0.1%減）で、保険給付費の83.4%を占めている。また、傷病手当金は2億6千万円で、保険給付費の12.8%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年7月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,685円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,246円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,156円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が512.29、被扶養者が621.99、高齢受給者が1,340.51であり、1件当たり日数は、被保険者が2.26日、被扶養者が1.99日、高齢受給者が2.61日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,943円、被扶養者が8,296円、高齢受給者が9,776円である。